

教職特別課程について

【制度概要】

教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程。

【背景】

- 教員の資質能力の向上方策等について」（昭和 62 年 12 月教育職員養成審議会答申）において、「大学において教職課程をとらなかった者が教員免許状を取得する機会を拡充するため、大学に「教職特別課程」を設置することができるようにする必要がある」と提言。この提言を受け、昭和 63 年に教育職員免許法を改正。

【要件】

1. 免許状の種類

（中学校教諭及び高等学校教諭）

- 専修免許状及び一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要

（特別支援学校教諭）

- 一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要（以下、「特別支援教育特別課程」という。）

2. 開設できる者

- 中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあっては特別支援学校教諭一種免許状に係る認定課程を有する大学

※ 教職特別課程は、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程としては認められていない。

- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定できないとされている。（教職課程認定基準）
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の「教科に関する科目」は全教科に及ぶため、大学において教職課程をとらなかった学生が修得した単位が「教科に関する科目」として認定される可能性が極めて低い。
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭における教職に関する科目は、要修得単位数が多いため、1年で修得することが困難。

2. 単位の修得方法

中学校教諭、高等学校教諭の「教職に関する科目」の単位の修得方法について規定した教育職員免許法施行規則第6条表の例による。

【参考】

教職特別課程を置く大学一覧（平成31年4月現在）

【慶応義塾大学】

中一種・専修（国語、社会、数学、理科、英語、ドイツ語、フランス語、中国語）

高一種・専修（国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、工業、商業、ドイツ語、フランス語、中国語、情報）

【工学院大学】

中一種（技術、数学、理科）

高一種（工業・理科・数学・情報）

【岡山理科大学】

中一種・専修（社会、数学、理科、技術）

高一種・専修（公民、数学、理科、情報、工業）※情報は一種免のみ

【琉球大学】

特支一種免（知・肢・病）

【関連条文】

○教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百七号）

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

（略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

備考

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号）

第二章 認定課程

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、教職特別課程にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法 別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち教職に関する科目以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。